

八千代市教育大綱(改定版)

令和元年11月



はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月1日に施行されました。この法改正の結果、教育の施策の方針や根本となる大綱を、首長が主宰し、教育長及び教育委員が出席する総合教育会議における協議を経て、首長が策定することとなりました。

本市では、八千代市第4次総合計画後期基本計画の「義務教育」及び「文化財」の部分を教育大綱とし、平成28年3月に「八千代市教育大綱」を策定いたしました。平成31年4月に本市の組織機構改革を行ったことに併せて、新たに「生涯学習」、「市民文化」、「スポーツ・レクリエーション」及び「青少年健全育成」の部分を教育大綱に加える改定を行うことといたしました。

引き続き、八千代市教育大綱に基づき、教育、学術及び文化の振興を図り、本市が目標とする「快適な生活環境とやすらぎに満ちた都市八千代」を実現するため、教育文化都市をめざしてまいります。

(1) 教育環境の整備**① 学校規模の適正化**

- 今後の開発状況や児童生徒数の動向を見据えながら、通学区域の見直しを検討します。
- 将来のまちづくりの視点から、公共施設として重要な小中学校をどのように配置していくかを、全市的な視点に立って検討します。

② 施設・設備の整備

- 教育環境の充実・向上を図るため、各学校の状況を的確に把握し、空調設備の設置・トイレの改修・多様な情報端末でデジタル教材等を利用可能とする教育用コンピュータの再構築等、施設・設備の整備に努めます。

③ 地域とともに歩む学校づくり

- 学校支援地域本部を推進し、地域とともに歩む学校づくりに努めます。
- 小中学校、高等学校、特別支援学校、大学との連携を図り、教育を核とした地域づくりを推進します。

(2) 教育内容の充実**① 学習指導・生徒指導の充実**

- 教職員の研究・研修を支援し、学習指導の向上に努めます。
- 教師と子どもの信頼関係を高め、学級経営の充実を図るとともに、家庭・地域社会・関係機関との連携を深めながら、積極的な生徒指導に努めます。

②新しい教育環境への対応

- 知識基盤社会*の時代を迎え、自立し、他者と協働して未来を切り開いていくグローバル人材*を育成するために、外国語活動を充実させるとともに教職員の資質向上に努めます。
- 豊かな知識・経験を有する人材の活用や、授業等への地域住民の参加など、地域に根ざした多様な教育活動に努めます。

③心の教育の推進

- 命の大切さを認識し、思いやりの心を育み、人間尊重の精神を、教育活動全体を通して醸成していきます。
- いじめ、不登校、さらには問題行動の未然防止や解消に向けて、家庭・地域社会・学校との連携を一層深めることに努めます。

④特別支援教育の充実

- 障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を積極的に推進し、インクルーシブ教育*の構築に努めます。
- 特別支援教育のあり方について理解を深め、「交流及び共同学習」を進め、学校全体で推進する体制の充実を図ります。
- 教育支援委員会（平成28年4月18日施行）や特別支援教育専門家チームなど、個々の障害に対応した相談・支援体制の充実を図ります。
- 特別支援学校など関係機関と連携し、一貫した支援のための体制づくりを進めます。
- 特別支援教育支援員・特別支援学級介添人の配置の充実を図り、個々のニーズに応じた、きめ細かな支援に努めます。

*知識基盤社会=新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会

*グローバル人材=国際的視野を養い、主体的に国際社会に参画していく人材

*インクルーシブ教育=特定の個人・集団を排除せず学習活動への参加を平等に保障することを目指し、ともに学ぶ仕組み

(3) 体育・健康・安全に関する指導の充実

① 体育・スポーツの充実

○学校教育活動全体で行う体育活動の推進により，心身の健康の保持・増進を図り，生涯にわたるスポーツライフの基盤づくりの充実に努めます。

② 健康教育の充実

○児童生徒が生涯にわたって健康で安全な生活を送るために，自分の健康に関心を持ち，「自分の体は自分で守る」意識を育て，健康教育の充実に努めます。

③ 安全教育の推進

○児童生徒が生涯にわたって健康で安全な生活を送るために，危険予知能力を育て，安全教育の推進を図ります。

○児童生徒を見守る地域ぐるみの安全体制の整備・推進に努めます。

④ 食育の推進

○地産地消^{*}に努め，安全・安心でバランスの良い給食を提供するため，施設・設備の衛生管理の徹底及び運営の効率化を図ります。

○八千代市の公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針と実施要領に基づき，食物アレルギーのある児童生徒が安心して学校生活が過ごせるよう対応に努めます。

○望ましい食習慣の育成のために，家庭・地域と連携し，食育の推進に努めます。

*地産地消＝地元で生産されたものを，地元で消費すること

(1) 市民の学びの支援

① ニーズに対応した学習機会の提供

○だれもが身近な場所で、それぞれのニーズに応じた学習機会を得ることができるよう、講座・教室のあり方を工夫します。

(2) 学びを通じた交流と成果の還元

① 学習成果の発表と交流の支援

○学習成果の発表や、学びを通じた交流活動について、それぞれの実情に応じた適切な支援を行います。

② 団体活動の支援と学習成果の地域還元の促進

○活動機会拡充の支援や情報提供など、団体の活動の支援を図ることにより、学習成果の地域への還元を促進します。

③ 人材の養成・確保・活用

○現在行われているボランティアを中心とした人材の活用制度について十分な周知を図るとともに、ボランティアを求める需要者と適切にコーディネート*する体制の整備を図るなど、制度の有効活用を推進します。

○生涯学習の支援者・助言者として職員の資質や能力を向上させるため、各種研修への参加等を通じて職員の資質・能力の向上を図ります。

(3) 市民の学びの環境

① 様々な情報媒体による情報提供の充実

○市の生涯学習情報提供システム「まなびネットやちよ」について周知を図るとともに、同システムによる情報提供を充実させます。

*コーディネート＝調整し全体をまとめること

○インターネット以外にも様々な情報媒体による情報の提供を図ります。

○関係機関が連携し、情報の共有化を図った上で、市民の求める情報を適切に提供する学習相談を行います。

②生涯学習関係施設の整備・充実

○既存施設の弾力的な運用を図るとともに、市民のニーズを的確に把握した上で、生涯学習関係施設の様々な整備のあり方について検討を行います。

(4)生涯学習推進体制の整備

①市民と行政の連携

○生涯学習行政を推進するに当たり、市民と行政の多岐にわたる連携を図ります。

(1) 文化活動の推進

①文化芸術団体，グループ等の育成

○地域における市民の自主的な文化活動を振興するとともに，身近において優れた文化芸術に触れる機会を醸成するため，市内の文化芸術団体の育成と活動の支援を行います。

②文化活動の機会の充実

○市民文化祭をはじめ，多彩な文化的行事を開催し，市民が優れた文化芸術を学び鑑賞する機会の提供及び創作・発表する機会の充実を図ります。

③文化芸術情報の発信とネットワーク化

○アーティストバンク制度*を導入・活用し，市域における文化芸術資源の発掘や情報の発信を行います。また，市内の各種団体及び文化施設の指定管理者との連携を図り，文化芸術情報のネットワーク化を図ります。

(2) 文化芸術施設の活用・充実

○市民の多様な文化活動のニーズに対応するため，施設の活用・充実に努めます。

○文化芸術施設において，市の収蔵美術品の紹介や市民の美術作品発表の機会の提供を図ります。

*アーティストバンク制度＝アーティストの情報を収集，公開することにより，アーティストに活動の機会を提供するとともに，市民の文化芸術に触れる機会の増加を図ることを目的とした制度

(1)文化財の保護と活用

①文化財調査の推進

○文化財の調査・研究に努め、重要なものを市の文化財に指定し、保護と活用を図ります。

②文化財の保護

○文化財を次代に継承していくため、文化財保護の普及・啓発に努めるとともに、維持管理の支援やその後継者の育成を図ります。

③伝統文化の継承

○伝統文化や民俗文化の保存や継承のための基礎調査を推進します。
○社会や環境の変化に伴い変貌している伝統文化について、映像や音声による記録保存や復活などにむけた資料の調査・整理に努め、その振興を図ります。

④文化財説明板設置・更新

○更新時期をむかえた文化財説明板や、未設置の市指定文化財などの文化財説明板の設置・更新を図ります。

(2)文化資料の収集・保存・活用

①保存・展示施設の充実

○文化財の適切な保存・管理を図るとともに、一般公開や企画展の開催のため、保存・展示施設の充実を図ります。
○伝統文化の保存伝承及び後継者の育成のため、文化伝承館の維持管理、充実を図ります。

②資料の収集と活用

○収集した資料の活用のため講座・常設展・企画展の充実を図ります。

(3) 埋蔵文化財の保護と活用

① 発掘調査体制の整備

○貴重な埋蔵文化財が開発により失われることがないように，関係機関との連携を強化し，遺跡調査や発掘体制の整備・充実を図ります。

② 整理事業の推進と活用

○出土資料の整理事業に積極的に取り組むとともに，資料を活用した学習機会の提供に努めます。

③ 保管整理場所等の一元化

○整理事業の効率化を促進するため，整理作業と出土資料の保管場所の一元化を図ります。

(1) 生涯スポーツ活動の推進

①地域スポーツの活性化

○市民のスポーツ・レクリエーションに関する自発的な活動を支援するため、スポーツ推進委員の資質の向上と活動の推進に努めます。

○体育協会をはじめ各種スポーツ団体・総合型地域スポーツクラブ*の活動支援に努めます。

②指導者の育成と活用

○本市のスポーツの実態に合った指導者の育成や、指導者相互のネットワーク化を確立し、情報の交換を図りながら市民のスポーツニーズに応じて指導者を活用していきます。

(2) スポーツ施設の整備と活用

①スポーツ施設の整備と活用

○地域スポーツの活動拠点として活用するため、総合グラウンドを含む市内スポーツ施設を有効に活用します。

②学校体育施設の活用

○小中学校の体育施設（校庭・体育館・プール）は地域のスポーツ活動の場として重要な役割を果たしています。今後も市民がスポーツ活動に親しめるよう、学校体育施設の有効活用を推進するとともに、受益者負担のあり方について検討します。

*総合型地域スポーツクラブ＝地域を母体とし、子どもから大人までのあらゆる年齢層が様々なスポーツ活動等を行う組織

(1) 青少年健全育成支援体制の整備

①組織体制の充実

- 青少年問題協議会を中心に，家庭や学校・地域・関係機関などと連携を深めながら，学校外活動を推進するなど指導・育成体制の充実を図ります。
- 青少年相談員や青少年指導員を委嘱し，健全育成活動に関わるボランティアの育成を図ります。

②地域力の強化

- 指導者の養成に必要な知識，技術の研修を行うなど，地域の指導者育成や関係団体の活動を支援します。

③青少年活動の場の提供

- 子どもたちが自然の中で遊びながら学べる体験学習の場の提供を図ります。

(2) 青少年の自立支援体制の推進

①地域社会活動への参加の促進

- 青少年がボランティア活動などを通して，社会のルールや自ら考え行動する力を身につけ，社会的に自立できるよう支援します。

②非行防止対策・自立支援の推進

- 青少年の非行防止のため，相談や指導体制の充実を図り，街頭指導などの補導活動を推進します。また，再び非行を犯さないよう，地域の人々や関係団体と連携をとりながら，多様な立ち直りの支援を推進します。

(3) 青少年健全育成事業の推進

① 社会環境の健全化の推進

○ 青少年の健全な環境づくりのために講演会を開催したり，地域の関係団体と連携し，有害図書対策や薬物乱用防止などの啓発活動を推進します。

② 青少年による自主活動の推進

○ 「八千代市子ども憲章」の目標を日頃の生活の中で実践したり，また様々な交流活動を通して，青少年の視野を広め，親睦・友好を深めるとともに，自主的な参加と活動を推進します。

令和元年 11 月(改定) 八千代市

担当 八千代市 企画部 企画経営課

住所 〒276-8501

千葉県八千代市大和田新田312-5

TEL 047-483-1151

FAX 047-484-8824

URL <http://www.city.yachiyo.chiba.jp>

E-mail seisaku1@city.yachiyo.chiba.jp